

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人700MHz利用推進協会（以下「本協会」という。）定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員	10万円
賛助会員	3万円

(入会金の納期)

第3条 会員は、本協会から入会承認の通知を受けた日から本協会が指定する期日以内に入会金を納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	10万円
賛助会員	1万円

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、本協会の指定する期日までに、会費（年額）の全額を納付しなければならない。

(中途入会の入会金、会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の入会金及び当該事業年度の会費は、第2条及び第4条の額と同額とする。

2 前項の会費の納入は、本協会から入会承認の通知を受けた日から本協会が指定する期日以内に納入しなければならない。

(入会金及び会費の返還)

第7条 既納の入会金及び会費は返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程は、本協会の設立の登記の日から施行する。